海外販路開拓活動同行支援事業実施要領

（目的）

第１条　本事業は、県内企業が海外で行う海外販路開拓活動に係る交渉等（以下「商談等」と言う。）に、公益財団法人鳥取県産業振興機構（以下「機構」と言う。）職員をアドバイザーとして同行させ、県内企業の海外展開を支援することを目的とする。

（費用の負担）

第２条　本事業は機構の業務の一環として行い、機構職員の商談等への同行に要する経費は機構が負担する。

２　本事業は予算の範囲内で実施する。

（同行する職員）

第３条　県内企業（以下「事業者」という。）が商談等にアドバイザーとして同行を依頼することができる機構職員は、別表に掲げる者とする。

（同行可能な回数）

第４条　事業者が、本事業を利用できる回数は、各年度３回までとする。

（職員の業務）

第５条　同行により機構職員が行う業務は次のとおりとし、単なる市場調査への同行は対象外とする。

　　（１）海外で開催される商談会、物産展、展示会等へ出展する事業者への支援

　　（２）海外で行われる個別企業と商談を行う事業者への支援

（同行期間）

第６条　機構職員が県内企業に同行する期間は、移動期間を考慮したうえで、商談等を行うための必要最低限の期間とする。

（対象者）

　第７条　本事業を利用することができる事業者とは、次の（１）（２）のいずれかであり、かつ（３）（４）に該当する者とする。

1. 中小企業者

中小企業基本法(昭和３８年法律第１５４号)第２条に規定する中小企業者をいう。ただし、個人については青色申告事業者とする。

1. 事業組合

中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）第３条に掲げるもののうち、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合、中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）第３条に掲げるもののうち商工組合、商工組合連合会及び協業組合、農業協同組合法に基づく農業協同組合及び農事組合法人をいう。

1. 本県企業

鳥取県内に事業所（本店、支店、営業所、事務所、店舗又は工場）を有し且つ県内で法人登記或いは支店登記をしており、当該事業所において海外販路開拓（農産物については農産物加工品の販路開拓に限る。）を行う中小企業者又は農業法人、事業組合をいう。

（４）海外との経済交流に積極的に取り組む本県企業、又は本県企業を中心として構成される任意のグループ。

（申請方法）

第８条　本事業を利用して機構職員の商談等への同行を希望する事業者、（以下「申込者」という。）は、原則、商談等を行う予定日の１か月前までに様式第１号の申込用紙を機構に提出しなければならない。

（申込の審査）

第９条　機構は、前条に規定する申込用紙の提出があった場合には、別に定める審査基準により審査のうえ同行の可否を決定するものとする。

２　審査にあたっては、機構の賛助会員である申込者の利用を優先するものとする。

３　機構は、審査の終了後速やかに、申込者に対し同行の可否を審査結果通知書により通知するものとする。

附　則

この要領は、平成２７年４月１日から施行し、平成２７年度の事業から適用する。

附　則

この要領は、平成２７年８月１８日から施行する。

　　　附　則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 部署名 | 職名 |
| とっとり国際ビジネスセンター | コーディネーター外国語スタッフ専門相談員 |